

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

学校水泳プール清掃業務委託(A)仕様書

学校水泳プール清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	学校水泳プールの使用前清掃
2	履行期間	契約締結日から平成31年(2019年)6月28日 ※ここでは平成を表記していますが、改元後は、新元号に置き換えていただきますようお願いいたします。
3	施行場所	別紙学校水泳プール清掃校一覧のとおり。
4	業務内容	別紙学校水泳プール清掃業務仕様書のとおり。
5	特記事項	別添の「業務履行計画書」及び「業務日報(または業務週報)」を特記仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員(担当者)に提出するものとする。 プール水槽内の清掃は、水槽内の塗装が剥離しないように心掛け、ワイヤーブラシ、電動ポリッシャー等、 プール表面を研磨し傷つける恐れのあるものは使用しない様、徹底すること。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	業務委託成績評価	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	教育委員会事務局学校教育部保健体育課 体育係:草野 電話:046-822-8494(直通)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

業務履行計画書

(あて先) 横須賀市長

業務委託名	学校水泳プール清掃業務委託
契約年月日	年 月 日
履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日

住所
請負者
氏名
現場代理人 氏名



履行日程・従事人数	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	摘要
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								

※ 予算主管課が別の様式を指定する必要があると判断した場合には、その様式を使用することができる。(ただし、その場合にも、本様式のすべての項目を備えていること。)

学校水泳プール清掃業務仕様書（A）

1 清掃作業実施内容

各学校水泳プールともに、水槽内の清掃、機械室及びプールへの巡回用水路管、更衣室、便所、プールサイド、足洗い場、プール敷地内、プール入口周辺等の清掃等。

2 履行場所及び日程

別紙「学校水泳プール清掃業務 日程及び履行場所一覧表」のとおりとする。

3 履行期間

契約締結日から平成 31 年 6 月 28 日まで

※ここでは平成を表記していますが、改元後は、新元号に置き換えていただきますようお願いいたします。

4 作業時間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分までの間に行うものとする。

5 清掃の方法

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に学校へ連絡し、了解を得ておくこと。
- (2) 作業の実施前には、事故発生予防に十分配慮し、作業中に事故を起こさないようにすること。
特に、薬品類の取扱や火気には十分に注意すること。
- (3) 作業の実施にあたっては、必ず学校教職員とプールの塗装剥離状況やすでに毀損されている状況等を確認し、状況写真を撮影する等、責任範囲を明確にしておくこと。
- (4) 作業の実施中に、学校の建物、備品等をき損したときは、直ちに保健体育課に連絡のうえ、監督員（市の担当者）の指示に従い復旧しなければならない。
- (5) 水槽から機械室に通じる巡回水路管、配水管については入念に清掃すること。
- (6) 排水口の清掃は、蓋等を取り外し、入念に清掃する。
- (7) 排水口の清掃終了後は、排水口の蓋等を固定しているネジ、ボルトに異常がないことを学校教職員と確認のうえ、正常な位置に完全に固定しておくこと。異常が発見された場合、水入れを中止し直ちに保健体育課に連絡すること。
- (8) 更衣室、便所は中性洗剤により汚れを落とし、放水したうえ、きれいに清掃すること。
- (9) プール水槽内、足洗い場等は、消毒薬品をもって清掃すること。
- (10) シート防水施工プールについては、別紙「シート防水施工プール清掃時における注意点について」に記載されている事項に注意して作業すること。

- (11) プール水槽内の清掃は、水槽内の塗装が剥離しないように心掛け、ワイヤーブラシ、電動ポリッシャー等、プール表面を研磨し傷つける恐れのあるものは使用してはならない。
- (12) 清掃中は多量の水を下水に流すため、水を流す際は、下水の流れにも気配りすること。
- (13) 給水、排水等については、多量の水を取り扱うため学校の指示に従うこと。
- (14) 清掃に伴い発生したごみ、枯葉、土砂等は十分に水分を切った上で分別し、学校指定の場所に集積すること。
- (15) 作業完了後は、学校教職員の現場確認を受け、指示事項がある場合はその指示に従うこと。
- (16) 受託者は、次週の1週間（日曜日から土曜日まで）の業務履行計画を業務履行計画書（別添様式1）の様式により作成し、前週の水曜日（その日が閉庁日の場合は、その前日）までに、委託者の監督員（市の担当者）に提出すること。（業務履行計画書の提出については、ファックスによる提出も可とする。）
監督員（市の担当者）は、受託者から提出された業務履行計画書の内容に修正が必要と判断した場合には、これを受託者に対し指示することができる。
- (17) 受託者は、本仕様書に定められた、または監督員（市の担当者）が指示した履行予定日の履行状況を毎日報告し（口頭可）、後日業務日報（週報）（別添様式2）の様式により委託者の監督員（市の担当者）に報告すること。（業務日報（週報）の提出は、完了届提出時にまとめて監督員に提出することも可とする。）
- (18) 受託者は、清掃の実施にあたっては、作業前と作業後の状況写真を整理し、完了届を業務完了時に提出すること。

6 損害賠償

受託者が作業中に建物及びその付帯設備並びに第三者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償すること。

7 その他

この仕様書で不明な点、疑義が生じた点については、市と受託者が協議のうえ、決めることとする。

シート防水施工プール清掃時における注意点について

1. プール内の清掃・洗浄に高圧洗浄機を使用する際には、下記の点に注意すること。
 - ①洗浄機の噴量は、最大で 100 kg f / c m^2 前後とする。(噴射ノズルを洗浄機から2本使用する場合は、 110 kg f / c m^2 に設定しても実際の噴量は 80 kg f / c m^2 位になる。)
 - ②防水層表面からの噴射ノズルの距離は1 m以上離すこと。
 - ③噴射ノズルは、一定の箇所・部位に噴射せず、常にノズルを動かしながら散水すること。

*高圧洗浄機は、噴量設定と距離によっては、石材を切断するほど強力なものなので、上記の点に注意の上、使用すること。
2. 水垢や汚れは、市販の洗剤（中性洗剤）を使用してスポンジ等で防水シートを痛めないように洗浄すること。
また防水シートを痛める恐れのある薬剤等を使用しないこと。
3. ワイヤーブラシ、電動ポリッシャー等、プール表面を研磨し傷つける恐れのあるものは絶対に使用しないこと。
4. シンナー等の有機溶剤は、防水シートの変色を誘発する恐れがあるので使用しないこと。
5. プール内には、ゴム靴か素足で入ること。

学校水泳プール清掃業務 Aグループ
日程及び履行場所一覧表

清掃日	学校名
5/24(金)	池上小
5/28(火)	長沢中
6/3(月)	根岸小
6/4(火)	浦賀中
6/5(水)	鴨居小
6/10(月)	高坂小
6/11(火)	大塚台小★
6/12(水)	夏島小
6/13(木)	浦郷小◎
6/14(金)	小原台小
6/17(月)	桜小
6/18(火)	馬堀中◎
6/19(水)	衣笠小◎

※ 天候及び学校行事等により日程変更の場合あり

※ ◎印はシート防水施工プール

※ ★印は屋上プールのため、午前清掃